

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年12月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300190 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300009 号

第 1 結論

昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 8 月 8 日までの請求期間及び平成 3 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月 1 日から昭和 63 年 8 月 8 日まで
② 平成 3 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間①については、A 社を退職後、自分で B 町役場にて国民年金の加入手続をして保険料を納付したと思う。請求期間②については、C 学校に勤務していた時の上司に、勤務期間が途中途中で切れ切れになるので、年金は 1 か月でも空けないようにと言われたため、保険料を納付した。

請求期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、請求者が提出した年金手帳に記載されている国民年金の記号番号(*)は、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格の取得年月日(平成 6 年 4 月 1 日)に係る資格処理日から、平成 6 年 5 月 18 日に払い出されたものと考えられる。

また、前述の年金手帳に記載されている初めて国民年金の被保険者となった日(平成 6 年 4 月 1 日)は、オンライン記録並びに請求者の請求期間①及び②当時の住所地である B 町(現在は D 市)の国民年金被保険者名簿と一致している上、それより前に、請求者が国民年金の被保険者であった記録は確認できない。

さらに、請求者の主張どおりに請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対して、前述の国民年金の記号番号(*)が払い出された日より前に、同記号番号とは別の国民年金の記号番号の払出しが必要であるが、日本年金機構及び D 市は、別の国民年金の記号番号の払出しは確認できない旨回答しており、当局においても、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300192 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300033 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月 30 日に A 社を退職したので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年 5 月 1 日ではないかと思うが、国の記録では、同社における資格の喪失は退職した日と同じ同年 4 月 30 日とされている。

A 社を退職したのは昭和 62 年 4 月 30 日であり、同年 4 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社の昭和 62 年 5 月分の給与とする明細書から、請求者は、請求期間に係る同年 4 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険法第 14 条には、厚生年金保険被保険者の資格喪失の時期について、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失する旨規定されているところ、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録で確認できる厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和 62 年 4 月 30 日）は、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録で確認できる離職年月日（昭和 62 年 4 月 29 日）と符合している。

また、B 社は、A 社の資料は全くなく、請求者の退職時期及び厚生年金保険被保険者資格の喪失に関する届出については不明である旨回答していることから、請求者の A 社における退職日について確認することができない。

なお、請求者は、A 社を経営していたのは C 社の社長であった旨陳述していることから、同社に請求者の A 社における勤務状況等に係る関係書類について照会したものの、同社は、一切引き継がれていない旨回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300194 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300034 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 58 年 6 月 17 日まで

年金記録によると、A 社に勤務していた期間における標準報酬月額が実際に支払われていた給与額より低くなっている。入社当時に給与と賞与それぞれ 9 万円の条件で採用され、請求期間中の給与の変動はなく、退社するまで同じ給与額だった。当時の給与明細書等の資料はないが、請求期間の標準報酬月額を 9 万円に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる請求者の請求期間における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は、資料は何もなく、関係者も亡くなっていることから調べることができない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していない旨陳述していることから、請求期間における給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300244 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300035 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 12 月 16 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料の保管はなく、請求者の請求期間に係る賞与の支給状況及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者が、請求期間の賞与の振込先であったとする B 銀行は、10 年を経過した取引履歴はデータを保存しておらず、請求者の請求期間における住所地である C 市は、請求期間に係る課税資料については、保管期限が過ぎているため回答できないとしており、請求者自身も請求期間に係る賞与明細書等を所持していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び賞与からの厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において賞与の支給を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。